八　河川法第十六条の五第二項並びに河川法施行令第十条の九第一項及び第四項に規定する事務 ニ　（略） ホ　河川法施行令第二条第一項第八号に規定する事務 ヘ～ル　（略） 二　（略）	（略）	（略）
（略）		

（新設） 八　（略） ニ　河川法施行令第二条第一項第七号に規定する事務 ホ～ヌ　（略） 二　（略）	（略）	（略）
（略）		

附　則

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。